

第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定

本市の今期(平成24～26年度)計画実施に向けて、第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料基準額(注:1)を改定

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的にまとめた計画で、3年ごとに見直しをするものです。

今期の計画策定にあたっては、第4期計画における本市の高齢者福祉施策や介護保険施策の執行内容を検証し、見直しを進めてきました。

また、新たに介護保険制度改正で盛り込まれた「予防」、「介護」、「医療」、「生活支援」、「住まい」の5つのサービスを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを進めるにあたっては、国の基本的な指針や県の「レイカディア滋賀プラン」、本市の第五次総合計画や関連計画との整合や連携を図りながら策定しました。

高齢者施策では、次のことを推進していきます

- ①生きがいつくりと社会参加・参画ができる環境づくりとして、多様な活動の支援
- ②総合的な介護予防の充実として、一人ひとりが主体的にかつ継続して取り組める環境づくりと普及啓発
- ③高齢者の尊厳保持と権利擁護の推進として、認

知症の人やその家族に対する支援や虐待防止対策の充実

- ④介護サービス基盤の充実として、介護を必要とする人に介護保険サービスが行き渡るサービス供給量の確保と介護サービス基盤の整備
- ⑤地域包括ケアの充実として、地域包括支援センターが核となり医療、介護、保健、福祉との連携を密にした適切なサービスの提供や高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができる生活支援の充実

保険給付の計画では、平成24年度から3年間の要支援・要介護認定者の増加などに伴い、必要とする介護サービス提供量に応じた費用額などを見込むなかで、第1号被保険者(65歳以上の人)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)、国、県ならびに市(保険者)が介護保険法で定められたそれぞれの負担割合(注:2)により拠出された財源をもって介護保険事業を運営していきます。

この中で、市は第1号被保険者に対し負担割合に相応する保険料を確保しなければならないことから、下表のとおり今期介護保険料基準額を改定します。

第5期（平成24～26年度）介護保険料額表

段 階	対 象 者	保険料基準額の調整率	年額保険料	月額保険料
第1段階	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税	基準額×0.50	29,400円	2,450円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.50	29,400円	2,450円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	基準額×0.70	41,160円	3,430円
	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額×0.75	44,100円	3,675円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.85	49,980円	4,165円
	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額	58,800円	4,900円
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.10	64,680円	5,390円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額×1.25	73,500円	6,125円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	基準額×1.40	82,320円	6,860円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	基準額×1.50	88,200円	7,350円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の人	基準額×1.75	102,900円	8,575円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×1.95	114,660円	9,555円

※平成24年度から26年度までの各年度における介護保険料基準額は年額58,800円（月額4,900円）です。

◎保険料基準額の上昇の要因

- 第1号被保険者の負担割合（率）の増加
- 国の介護報酬(注:3)の改定（0.7%増）および介護報酬地域区分(注:4)の見直し（本市は「その他」から「6級地」に指定され1.4～2.1%増）に伴う介護給付費の増
- 前期のグループホーム整備に伴う介護給付費の増
- 前期の実績に加え自然増による要支援・要介護者を見込んだサービス量に対する介護給付費の増
- 制度改正により創設された介護サービスの提供および認知症高齢者の処遇改善など地域密着型サービス(注:5)の提供拡充

◎保険料基準額の適正化

- 県財政安定化基金(注:6)返還金などの保有基金の繰り入れ
- 応能負担を前提とするなかで保険料の多段階設定などを見直し、低所得者に新たな軽減措置を導入(従前の第4段階軽減に加え、第3段階に軽減を設定)
- 事業の精査

要支援・要介護者が利用する介護サービス費用のうち自己負担となる1割分を除く介護給付費は3年間で76億7,000万円、介護予防の普及啓発や地域包括支援センター運営事業経費で2億1,000万円、併せて78億8,000万円となります。このうち2割強を第1号被保険者に負担いただくことに

なり、今期の保険料基準額の改定率は、平成23年度（年額51,910円、月額4,326円）対比基準額ベースで13.3%の改定増となります。

介護保険は社会全体で介護を支える制度であり、本市介護保険事業の運営にご理解、ご協力をお願いします。

注:1【介護保険料基準額】…所得段階別保険料の設定にあたって基準となる保険料額です。

注:2【負担割合】…第1号被保険者21%、第2号被保険者29%、国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%で、第2号被保険者の保険料は市町村では徴収せず、第2号被保険者が加入する医療保険者が医療保険料として徴収します。

注:3【介護報酬】…介護保険制度において、サービス提供事業者や介護保険施設が介護サービスを提供した場合に、その対価として支払われる報酬です。

注:4【地域区分】…地域ごとの人件費の差を考慮して、介護報酬に乗じるものです。「1級地」から「6級地」および「その他」に区分され、区分ごとの上乗せ割合は18%～0%です。

注:5【地域密着型サービス】…原則、市内の住民のみが利用できる介護サービスで認知症対応のデイサービスやグループホームなどです。

注:6【県財政安定化基金】…保険者である市町村の介護保険財政の安定化に必要な費用に充て、一般会計からの繰り入れを回避するため、都道府県が設置する基金です。

問合せ…長寿福祉課 介護保険係

☎551-0281 FAX 552-9320

子育て・教育の悩みに専門スタッフが応えます

あんなに元気だった子が…

友だちが増えない…

学校に行きたがらない…

子どもの「こころ」と「からだ」の成長は、大きな喜びとともに、悩みや不安をもたらします。特に小学生・中学生になると、子どもが「自分らしさ」をつくりあげながら、友だちや学習の悩みを抱えるようになります。また、不登校や“教室行き渋り”など、今まで思ってもみなかった症状を、ある日突然現すこともあります。

そんな小学生・中学生と家族の悩みの解決に役立てるように、「栗東市児童生徒支援室」では、専門スタッフ（臨床心理士・認定カウンセラーな

ど）を配置しています。また、成長支援教室「あいあい」という子どもたちの居場所を準備し、皆さんの相談にお応えします。

子どもたちが、友達関係や不登校の不安や悩みを乗り越え、大きく成長できるよう支援します。

栗東市児童生徒支援室（教育相談係）

受付時間…毎週月～金9:00～16:00

電話…554-6104 FAX…554-6107

場所…〒520-3015

栗東市安養寺三丁目1番1号

栗東市学習支援センター 2階



児童生徒支援室シンボルマーク▲

J R 栗東駅・手原駅から金勝寺まで運行

金勝の観光には「こんぜシャトルバス」をご利用ください！

行楽シーズンに J R 栗東駅・手原駅とこんぜの里・金勝寺を結ぶ便利な「こんぜシャトルバス」を運行しています。春季のバスは、4月～6月末までの土・日・祝に運行。

また、上桐生～草津駅間を運行する路線バスとの相互乗車が可能で、料金もお得になります。ぜひ、ご利用ください。

ひ、ご利用ください。

バス利用チケットの半券を集めて応募すると、栗東の特名産品が当たるプレゼントも実施しています。

問合せ…栗東市観光物産協会（商工観光労政課内）

☎551-0126 FAX 551-0148

運行ダイヤ	J R 栗東駅東口	J R 手原駅	中村	片山	道の駅こんぜの里	金勝寺
	8：40発	8：52	8：58	9：01	9：10	9：20着
	10：20発	10：32	10：38	10：41	10：50	11：00着
	金勝寺	道の駅こんぜの里	片山	中村	J R 手原駅	J R 栗東駅東口
	14：45発	14：53着 15：03発	15：10	15：13	15：19	15：31着
	16：15発	16：23着 16：33発	16：40	16：43	16：49	17：01着

料金		乗車可能区間	大人	小人
	1日フリーパス	栗東駅・手原駅⇄道の駅こんぜの里・金勝寺	800円	400円
	片道	シャトルバス運行区間内における乗車1回 ※道の駅こんぜの里⇄金勝寺の区間のみの利用	500円	250円
	相互乗車	行き：栗東駅・手原駅→道の駅こんぜの里・金勝寺 帰り：上桐生→草津駅 行き：草津駅→上桐生 帰り：金勝寺・道の駅こんぜの里→手原駅・栗東駅	700円	350円

※障がい者の人は半額（チケット購入時に障がい者手帳を提示してください）

花咲く“こんぜの里”で待っています



ボク、こんぜのこんちゃん！ 桜やツツジを見に来てね。

道の駅こんぜの里りっとう、全国植樹祭会場跡地周辺では、4月上旬から桜が咲きはじめ、中旬には満開を迎えるよ。緑を楽しむには、金勝山県民の森やナンダサカ狛坂石段の散策はいかが？ 4月下旬になるとミツバツツジがハイキングコースで咲き誇るよ。金勝寺や馬頭観音堂、狛坂磨崖仏などの史跡をたどりながら、花を楽しみに来てね。



「清水餅」を紹介します。

金勝山からの自然の恵みとして、棚田に流れてくる爽やかな清水で育てられた「滋賀羽二重餅」100%の農家手作りのお餅です。「白もち」のほか、「ゆず入り」や「紫いも入り」、「天然よもぎ」もあるよ。



道の駅は

おいしいものがいっぱい！

店内には地元の新鮮な野菜や果物、これらを利用した手作りの加工品など、「栗東のおいしいもの」がいっぱい。お勧めは、旬の「しいたけ」「山菜」です。



足湯でほっこり。
スイーツでまったり。

自然を満喫した後は足湯（4月～11月）でほっこり。たっぷり堪能して疲れを癒そう。山で食べる「塩むすび」もとってもおいしいし、栗東特産のイチジクを使ったソフトクリームも甘くて、レジャーの疲れを癒してくれるよ。



■こんぜの里ホームページ

<http://ritto-konze-no-sato.or.jp/>

■道の駅こんぜの里

（定休日：水曜日）

☎558-3858

FAX 558-3921

問合せ…栗東ブランド推進室（農林課）☎551-0124 FAX 551-0148（商工観光労政課）☎551-0104 FAX 551-0148

油の流出に注意してください



▲油が流出した水路の洗浄作業

毎年、事業所や家庭から河川や水路に油が漏れ出す事故が発生しています。（平成23年度は2月末現在で10件発生）

原因は、不注意による流出や車両の事故などさまざまで、流出した油は、火災の危険性があるほか、環境の汚染や農作物の生育に影響を及ぼします。

また、油の回収は大変困難で、多くの時間と労力と費用が必要となり、回収費用はすべて原因者の負担となります。

家庭で保管している灯油や廃油の取り扱いに十分注意するとともに、適正に処理してください。

万が一、油を流出させた場合や油類が流れている現場を発見した場合は、すぐに市役所環境政策課または消防署へ通報してください。

速やかな通報が、被害拡散防止につながります。

過去の油類流出に関する事故件数

年 度	件 数
平成19年度	38件
平成20年度	21件
平成21年度	22件
平成22年度	8件
平成23年度 (24年2月末現在)	10件

※この件数は市が対応した事故件数です

問合せ…環境政策課 環境政策係

☎551-0336 FAX 554-1123

～琵琶湖の環境を考えよう～

～りんを含む家庭用合成洗剤の使用禁止について（滋賀県内）～

今から約30年前、琵琶湖では大規模な赤潮が発生し、水質悪化が問題になりました。原因の一つが、当時の合成洗剤に含まれていた「りん」という物質であったため、日本で初めて「りんを含む家庭用合成洗剤」の使用・販売を禁止した「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」（琵琶湖条例）を定めました。

しかし、最近、「りんを含む家庭用合成洗剤」が、インターネットなどで販売されているのが見受けられます。りんを含む洗剤は使わないようにしましょう。

美しい琵琶湖を守り、次世代に引き継ぐために、琵琶湖の環境について考え、保全していきましょう。



りんの入っている洗剤は使わないでね！

▲滋賀県イメージキャラクター「キャッフィー」

問合せ…環境政策課 環境政策係

☎ 551-0336 FAX 554-1123

草津警察署安全伝言板



自転車のマナーを守りましょう！

新緑の季節になりました。爽やかな風を受けて、サイクリングなど自転車に乗る機会が増えています。自転車は、省エネにもなり、健康にもよい身近な乗り物ですが、法律上は車両とみなされ、

- 一時停止場所では一時停止する
- 信号を守る
- 道路へ出るときに一時停止する
- 安全を確認する

などのルールを守って交通事故を防止する責任があります。

自転車が信号を守らない、一時停止交差点で止まらないことなどから交通事故になるケースが増加しています。車も自転車も歩行者も交通ルールを守り、お互いが注意し合っ交通事故を起こさないように気を付けましょう。

問合せ…草津警察署 交通課

☎ 563-0110 FAX 563-0116